

八代市外国人観光客受入環境整備強化支援補助金交付要領

(一社)DMOやつしろ第14号

平成30年12月28日決定

(趣旨)

第1条 この要領は、八代市外国人観光客受入環境整備強化支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第12条に基づき、外国人観光客の受け入れ環境の強化に係る八代市外国人観光客受入環境強化支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定める。

2 補助金の交付については、要綱によるほか、本要領に定めるところによる。

(補助金の交付申請)

第2条 補助金の交付を受けようとする者は、別表に定める書類を一般社団法人DMOやつしろ代表理事（以下「代表理事」という。）に第1号様式及び第2号様式により、その指定する期日までに提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第3条 代表理事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を調査・審査の上、交付すべきと認めたものについて、交付を決定するものとし、第3号様式により、当該申請者に速やかに通知するものとする。

2 代表理事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

3 代表理事は、第1項の審査により、交付しないと決定したときは、その旨を第3号様式の不交付の理由により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第4条 補助事業者は、第3号様式による補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を代表理事に提出しなければならない。また、交付決定前に申請を取り下げるときも、その旨を記載した書面を代表理事に提出しなければならない。

(補助事業の内容変更等)

第5条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ第4号様式による（変更・中止）申請書を代表理事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第1号に掲げる事項のうち軽微な変更についてはこの限りでない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(2) 補助事業を中止しようとするとき。

2 代表理事は、前項による申請があったときは、内容を審査し、その適否を決定し、その旨を第5号様式による（変更・中止）承認通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業遅延等の報告)

第6条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに第6号様式による補助事業遅延等報告書を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項の報告に基づき代表理事から指示を受けたときは、直ちにその指示に従わなければならない。

(状況報告)

第7条 代表理事は、補助事業の円滑な執行を図るため、必要に応じ、補助事業者に対し補助事業の遂行の状況に関して報告を求めることができる。

(補助事業の遂行命令)

第8条 代表理事は、補助事業者が提出する報告、必要に応じて行う現地調査等により、補助事業が補助金の交付の決定内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対しこれらに従って補助事業を遂行するよう命ずることができる。

2 補助事業者が前項の命令に違反したときは、代表理事は、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに第7号様式による事業完了実績報告書を代表理事に提出しなければならない。

2 第5条第1項第2号の規定により中止の承認を受けたときも前項の規定を準用する。

(補助金の額の確定)

第10条 代表理事は、前条の規定による事業完了実績報告を受けたときは、その内容を審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、第8号様式により補助事業者へ通知するものとする。

2 前項の規定により交付すべき補助金の確定額は、補助対象経費の4分の3の額（千円未満の端数は切捨て）又は交付決定した額の、いずれか低い額とする。

(是正のための措置)

第11条 代表理事は、前条に規定する調査等の結果、補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し当該補助事業につき、代表理事が指定した期日までにこれらに適合させるための措置をとるよう命ずることができる。

2 第9条の規定による事業完了実績報告は、前項の命令により必要な措置をした場合についても準用する。

(補助金の支出)

第12条 第10条第1項の規定による通知を受けた補助事業者は、速やかに第9号様式による請求書を代表理事に提出しなければならない。

2 代表理事は、当該請求書が提出されたときは、速やかに補助金を支出するものとする。

(決定の取消し)

第13条 代表理事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき、又は使用しようとしたとき。

(3) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

(4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

(5) 第3条の規定による交付決定の通知を受けた日から3カ月以内に事業に着手しなかったとき。

2 前項の規定は、第10条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用するものとする。

(補助金の返還)

第14条 代表理事は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(受入対応状況の報告)

第15条 補助事業者は、補助事業の完了時期から1年後、第10号様式による受入対応状況報告書を代表理事に提出しなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第16条 補助事業者は、第13条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部が取り消され、第14条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合のその後の期間において既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 前2項の規定による年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(違約加算金及び延滞金の基礎となる額の計算)

第17条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じられた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

2 前条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(その他)

第18条 代表理事は、補助金の円滑かつ適正な運営を行うため、本要領に定める事項のほか必要な事項を定めることができるものとする。

附 則

この要領は、平成30年12月28日から施行する。

別表（補助金申請時必要書類）

事業者の場合	団体の場合
<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請書（第1号様式） ・補助事業計画書（第1号様式に添付） ・補助事業企画書（第1号様式に添付） ・誓約書（第2号様式） ・納税証明書 ・商業登記簿謄本 ※ ・補助事業内容が確認できる書類（仕様書、図面、工程表等） ・経費の積算明細書又は見積書内訳 ・事業者を紹介するパンフレット・チラシ ・旅館業営業許可書（写し）※ ・その他必要に応じて提出を依頼するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請書（第1号様式） ・補助事業計画書（第1号様式に添付） ・補助事業企画書（第1号様式に添付） ・誓約書（第2号様式） ・団体の定款、規約、会則等 ・これまでの活動内容 ・補助事業内容が確認できる書類（仕様書、図面、工程表等） ・経費の積算明細書又は見積書内訳 ・その他必要に応じて提出を依頼するもの

※ は該当事業者のみ提出。